# 生徒心得

(平成6年4月1日改正) (平成17年4月1日改正) (平成27年10月1日改正) (令和2年3月1日改正) (令和3年7月1日改正) (令和4年4月1日改正) (令和7年11月1日改正)

本校生徒としての自覚と誇りを持ち、学業に励み、節度ある行動に心がけ、明るく有意義な高校生活が送れるよう努めよう。

## 1 高校生活の心得

一人一人が、安全安心で明るく充実した高校生活が送れるよう、基本的なルールやマナーを身につけ、自分の行動に責任をもって生活しよう。

(1)登下校について

登校時刻 9時00分まで

下校時刻 16:50

ただし、部活動の延長を許可された場合を除く。

## (2) 学校生活

- ① 授業には積極的・意欲的に取り組む。また、教室の移動や集会時の行動は迅速にする。
- ② 健康管理に留意し、欠席・遅刻・早退をしないように努める。
- ③ 公共物を大切にし、進んで学校の美化・整頓に努める。
- ④ 私有物については個人ロッカーの貸与があるので、必ず個人で施錠をし、責任をもって管理する。
- ⑤ 金銭・物品等の管理を徹底し、貸借はしない。
- ⑥ 不要なもの(菓子類・マンガ・ゲームなど)は学校へ持ってこない。
- ⑦ 携帯電話、スマートフォン、通信型音楽プレーヤー等の情報通信機器の持ち込みや 使用については次の通りとする。
  - ・朝読書の時間から帰りのSHR終了まで使用禁止とし、昼休みのみ使用可とする。
  - ・使用禁止時間中は、電源を切ってロッカーやカバンの中に入れておく。
  - ・SNS等の使用に十分留意し、他人を傷つけるような書き込みをしない。

## (3) 交友

- ① 校外の友人との交友には留意し、許可なく校内へ入れない。
- ② 異性とは、明るく節度ある交際に心がける。

## (4) 身だしなみ

身だしなみは自己の品位を示すものであるから、常に清潔端正を保ち、華美に流れず、 高校生にふさわしいものとする。

## ① 服装

- ・本校規定の制服を正しく着用する。制服調整期間は5月中旬から10月中旬とする。
- ・靴下は、A タイプは地味なもの(白、黒、グレー、紺)とし、B タイプは規定のハイソックス。冬季は  $80\sim110$  デニールの無地の黒タイツの着用してもよい。ただし、B タイプスラックス着用時、靴下は華美でないもの(白・黒・グレー・紺など)とする。
- ・Bタイプスラックス着用時、リボンまたはBタイプ用ネクタイを着用する。
- ・防寒具は、華美でない無地とする。

#### ② 頭髮

- ・高校生らしく清潔にし、パーマ・毛染め・脱色・奇抜なヘアースタイル等はしない。
- ・地毛が黒色でなかったり、くせ毛であったりする生徒は入学時に申し出る。
- ③ 上靴
  - ・本校規定のスリッパを使用する。

- ④ 化粧、ピアス、装飾品(ネックレス・指輪・派手なリボン等)、ファッションコンタクトレンズは身につけない。
- (5) 四ない運動

原動機付自転車及び自動二輪車を買わない、免許を取らない、運転をしない、また特別な理由もなく他人の車に乗せてもらわない。

(6) 遊技場・飲食店など

高校生にとって好ましくない場所への出入りはしない。

## 2 諸願・届出

- (1) 欠席・遅刻・早退
  - ① 欠席及び遅刻をする場合は、始業前に保護者から学校に連絡する。
  - ② 遅刻して登校した場合は、職員室で遅刻証明書をもらい、教科担任の許可を得て教室へ入る。
  - ③ 早退する場合は、ホームルーム担任に申し出る。ただし、健康上の理由による場合は、 養護教諭に相談する。
- (2) 不慮の災害や事故等にあった場合は、すみやかに、ホームルーム担任または学校へ連絡する。
- (3) 生徒支援部への届け出事項
  - ① 学生割引証を必要とするとき
  - ② 校内で掲示したり、または印刷物などを刊行・配布するとき
  - ③ 自転車通学をするとき
  - ④ 通学定期乗車券を購入するとき(身分証明書発行時に、その裏面に発行控を貼付してもらう)
  - ⑤ アルバイトをするとき
  - ⑥ 自動車学校に入学するとき
  - ⑦ 異装をしなくてはならないとき
  - ⑧ 地毛が黒色でなかったり、くせ毛のとき
  - ⑨ 交通事故、盗難・紛失・いたずらの被害にあったとき

### 3 その他

- (1) 自転車通学について
  - ① 自転車通学をする場合は、次の事項に留意する。
    - ・運転中は、常に安全運転に心がけ、二人乗り・並進・下り坂でのスピード出し過ぎ・スマートフォンやイヤフォンを使用しながらの運転・傘差し運転等危険な運転は絶対 にしない。
    - ・自転車は定められた自転車置き場に整頓をして置き、必ず施錠する。
  - ② 自転車通学の手続き
    - ・使用自転車は、自転車販売店で点検・整備を受け、点検整備チェックカードを記入してもらうとともに、安全点検済みの [TSマーク] を貼ってもらう。
    - ・ヘルメットの着用が、望ましい。
    - ・自転車通学許可願(裏面:安全点検チェックカード)を生徒指導部に提出し、許可を 得たら、登録ステッカーを自転車後部に貼る。
    - ・自転車総合保険やTSマーク付帯保険など傷害補償、賠償責任補償を含む保険に加入すること。

## (2) アルバイトについて

- ① 下記の条件を満たしている場合には、学校に届け出て受理されてからアルバイトを 実施することができる。
  - ・保護者の責任・管理下において行うこと。
  - ・学業および生徒指導上に問題がないこと。

- ・労働管理および条件において問題がなく、安全かつ適切な就労先であること。
- ② 上記においてアルバイトが認められても、学業成績が低下したり、生徒指導上の問題等が生じた場合には、アルバイトを中止する。
- ③ 1年次生のアルバイトについては、1学期末考査終了時までは実施できない。

# 4 「生徒心得」改正手続き

- ① 生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- ② 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- ③ 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- ④ 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。